

## 別紙 1

## つつじ野団地管理規約変更対象条文（現行規約：変更案）対比表（案）

現行規約	規約変更案	変更の理由等
<p>(駐車場の使用)</p> <p>第15条 管理組合は、団地内の駐車場（ただし、専用庭の駐車場を除く。）について、特定の団地建物所有者に駐車場使用契約により使用させることができる。</p> <p>2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料（以下「駐車場使用料」という。）を納入しなければならない。</p> <p>3 駐車場の使用等に関しては別に駐車場使用細則を定めるものとする。</p> <p>4 団地建物所有者がその所有する専有部分を、他の団地建物所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その団地建物所有者の駐車場使用契約は効力を失う。</p>	<p>(駐車場の使用)</p> <p>第15条 管理組合は、団地内の駐車場（ただし、専用庭の駐車場を除く。）について、特定の団地建物所有者<u>又はその専有部分の貸与を受けた者</u>に駐車場使用契約により使用させることができる。</p> <p>2 (現行条文のまま)</p> <p>3 (現行条文のまま)</p> <p>4 (現行条文のまま)</p>	<p>専有部分の貸与を受けた居住者に対し、団地内駐車場の使用契約を可能とするため所要の改正を行う。</p>
<p>(犬猫等の飼育禁止)</p> <p>第19条 団地建物所有者及び占有者は、次の各号に掲げる動物を飼育してはならない。</p> <p>一 猫及び犬。<u>ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬等の社会生活補助動物を除く。</u></p> <p>二 両生類、爬虫類、猛禽類、家禽類及び猛獣等。<u>ただし、別に定める小動物の飼育に関する細則により飼育を容認された小動物を除く。</u></p> <p>三 <u>小動物の飼育に関する細則により飼育を容認された小動物以外の動物。</u></p> <p>2 <u>団地建物所有者及び占有者は、盲導犬、聴導犬及び介助犬等の社会生活補助動物を飼育しようとするときは、あらかじめ、理事会に届け出て、書面による承認を得なければならない。また社会生活補助動物の飼育を中止した時は、書面により速やかに理事会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(犬猫等の飼育禁止)</p> <p>第19条 団地建物所有者及び占有者は、次の各号に掲げる動物を飼育してはならない。<u>ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬等の社会生活補助動物ならびに別に定める小動物の飼育に関する細則に則り飼育を容認された小動物を除く。</u></p> <p>一 猫及び犬</p> <p>二 両生類、爬虫類、猛禽類、家禽類及び猛獣等</p> <p>2 <u>社会生活補助動物の飼育に関して、別に社会生活補助動物の飼育に関する細則を定めるものとする。</u></p>	<p>第一号、第二号の<u>ただし書き及び第三号を整理統合し、第1項ただし書きとする。</u></p> <p>且つ、細則の定めと重複する第2項を削除し、第2項に社会生活補助動物の飼育に関する細則を別に定める旨を明示する。</p>
<p>(新規制定)</p>	<p><u>(ノラ猫等への給餌行為禁止)</u></p> <p>第19条の2 団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人は、<u>第4条に示す範囲内において、ノラ猫、ハト等への給餌行為をしてはならない。</u></p>	<p>団地内における野生鳥獣への給餌行為を禁止する旨を新たに規定する。</p>
	<p>附則</p> <p>附則 <u>この変更規約は、平成30年5月20日から効力を発する。</u></p>	<p>附則を追加する。</p>

## 【駐車場使用細則】

1

現行条文	変更案条文	変更の理由等
<p>(定義) 第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八 (条文略) 九 駐車場使用者 管理組合と駐車場使用契約を締結して駐車場を使用する団地建物所有者をいう。 (使用申込み) 第3条 駐車場の使用を申込み者は、理事会が別に定める「駐車場使用申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記載の上、理事長に提出するものとする。ただし、申込みをすることができるのは、団地建物所有者(空き住戸を除く。)のみとする。 2 (条文略) 3 駐車場を使用できる自動車は、乗用車又は貨客兼用車とし、原則として団地建物所有者の所有する自動車とする。 4 (条文略) (駐車場使用料の納入等) 第10条 規約第15条(駐車場の使用)第2項の駐車場使用料は、規約第66条(管理費等の徴収)第1項の規定により、<u>駐車場使用者</u>が前月分及び当月分を毎奇数月の10日(ただし、金融機関の休業日に当たる場合については、翌営業日とする。)までに一括して納入しなければならない。 2 使用者は、<u>前項</u>により駐車場使用料を納入できない場合は、理事会の定めるところにより支払うものとする。 3 契約期間が1ヶ月に満たない場合の<u>駐車料金</u>は1ヶ月を30日として日割り計算(円未満の端数は四捨五入)して得た額を支払うものとする。</p>	<p>(定義) 第2条 (現行第2条条文のまま) 一～八 (条文略) 九 駐車場使用者 管理組合と駐車場使用契約を締結して駐車場を使用する団地建物所有者<u>又は専有部分の貸与を受けた者(以下「賃借人等」という。)</u>をいう。 (使用申込み) 第3条 駐車場の使用を申込み者は、理事会が別に定める「駐車場使用申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記載の上、理事長に提出するものとする。ただし、申込みをすることができるのは、団地建物所有者(空き住戸を除く。)<u>又は賃借人等</u>のみとする。 2 (条文略) 3 駐車場を使用できる自動車は、乗用車又は貨客兼用車とし、原則として団地建物所有者<u>又は賃借人等</u>の所有する自動車とする。 4 (条文略) (駐車場使用料の納入等) 第10条 規約第15条(駐車場の使用)第2項の駐車場使用料は、<u>駐車場使用者が団地建物所有者の場合は、規約第66条(管理費等の徴収)第1項の規定により、前月分及び当月分を毎奇数月の10日(ただし、金融機関の休業日に当たる場合については、翌営業日とする。)までに一括して納入しなければならない。</u> 2 <u>駐車場使用者が賃借人等の場合は、第6条に規定する駐車場使用契約を管理組合と締結する際に、第7条に規定する契約期間満了までの駐車場使用料を一括して納入しなければならない。</u> 3 使用者は、<u>第1項</u>により駐車場使用料を納入できない場合は、理事会の定めるところにより支払うものとする。 4 契約期間が1ヶ月に満たない場合の<u>駐車場使用料</u>は1ヶ月を30日として日割り計算(円未満の端数は四捨五入)して得た額を支払うものとする。</p>	<p>賃借人等に対し、団地内駐車場の使用契約を可能とする管理規約改正に伴う変更。 〈第2条〉第九号：駐車場使用者 〈第3条〉第1項：使用申込み資格</p> <p>賃借人等の駐車場使用料の納入方法を新たに第2項に規定する。</p> <p>現行第2項を第3項に移行し、以降項名を繰り下げる。</p> <p>管理規約第15条第2項に規定する用語に合わせる。</p>

## 【社会生活補助動物の飼育に関する細則】

細-2

<p>(趣旨) 第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約(以下「規約」という。)第19条<u>第1項第一号</u>に規定する盲導犬、聴導犬及び介助犬等の社会生活補助動物(以下「社会生活補助動物」という。)の飼育を<u>認めるために必要な事項</u>を定めるものとする。 (飼育の承認期間) 第4条 第2条第二号に係る社会生活補助動物の飼育承認期間は、精神障害者健康福祉手帳の有効期限までとする。飼育を継続する場合は、改めて飼育承認申請書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約(以下「規約」という。)第19条に規定する盲導犬、聴導犬及び介助犬等(以下「社会生活補助動物」という。)の飼育容認に必要な事項を定めるものとする。 (飼育の承認期間) 第4条 第2条第二号に係る社会生活補助動物の飼育承認期間は、精神障害者健康福祉手帳の有効期限までとする。飼育を継続する場合は、改めて飼育承認申請書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。 <u>2 飼育を中止したときは、書面によりその旨を速やかに理事会に届け出なければならない。</u></p>	<p>管理規約第19条第2項に細則設置を定めたことに伴う変更。</p> <p>現行規約第19条第2項の削除に伴い、飼育を中止したときの手続きを定める。</p>
--	---	---

## 【各細則共通】

	<p><u>付則</u> この変更細則は、平成30年5月20日から効力を発する。</p>	<p>附則を追加する。</p>
--	--	-----------------